

家庭児童相談室の取り組みについて（実績及び今年度予定）

1. 家庭児童相談室の体制（令和4年4月1日時点）

職員数：39名（在籍）	※育児休暇職員3名を含む
（内訳）常勤職員：	所長（保健師） 1名 社会福祉士 9名 保健師 8名 教員 1名 心理士 5名 事務 2名
会計年度職員：	家庭児童相談スーパーバイザー 3名 家庭相談員 7名 事務員 3名

児童虐待を含む通告件数が増加する中、常勤職員を1名増員するとともに、家庭児童相談スーパーバイザー3名体制を継続し、職員体制の強化を図った。（令和3年4月1日比）

また、児童虐待防止事業への取り組みや、各種研修会への受講、児童相談所長等の児童相談所勤務経験を持つスーパーバイザーによる指導・助言等により職員の専門性の向上に努めている。

2. 要対協の取り組み及び活動実績

児童福祉法第25条の2第1項において地方公共団体は、要保護児童若しくは要支援児童（要支援児童等）及びその保護者又は特定妊婦の適切な支援を図るため、「要保護児童対策地域協議会」を置くように努めなければならないとされている。船橋市では子どもの虐待と関連の深いDV対策も含め、平成19年4月に「船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会」を設置。行政だけではなく地域の様々な関係機関、関係者と連携して、虐待をはじめとする支援対象児童等に対する適切な支援を図ることができるよう、協議会は代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議、居住実態不明児童等対応検討協議会からなり、その目的により会議を開催している。

（1）代表者会議

代表者会議は、実務者会議を円滑に運営するための環境整備を目的として、次の3つに掲げる事項について協議を行う。

- ① 支援対象児童等の支援に関するシステム全体の検討に関すること
- ② 実務者会議からの活動状況の報告と評価に関すること
- ③ その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

《令和3年度》 要保護児童及びDV対策地域協議会の在り方や活動を評価していただく貴重な協議の場であることから、対面による開催が望ましいと判断し、また、新型コロナウイルス感

染状況も考慮したうえで、11月に開催した。会議では、悩みを抱えるお母さんに対する、情報発信について、意見が出された。

(2) 実務者会議

実務者会議は、次の4つに掲げる事項について協議を行う。

- ① 支援対象児童等に関する定期的な状況把握、主担当機関の確認、支援方針の見直し等に関すること
- ② 各種支援に関する情報の交換に関すること
- ③ 個別ケース検討会議における課題対応等の検討に関すること
- ④ 代表者会議への活動状況の報告に関すること

《令和3年度》 毎月1回開催しているが、8月、9月及び2月については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため市川児童相談所と2者間でのみ規模を縮小し開催

(3) 個別ケース検討会議

個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等について、具体的な支援内容等を検討するため、支援する関係機関等からの要請を受けて調整機関が構成員を招集し、適時開催するもので、次の4つに掲げる事項について協議を行う。

- ① 個別の支援対象児童等の状況把握及び問題点や緊急度等の確認に関すること
- ② 個別の支援対象児童等の支援経過の報告及びその評価に関すること
- ③ 個別の支援対象児童等の支援方針や役割分担（主担当機関や支援機関等）の決定及びその認識の共有に関すること
- ④ 個別の支援対象児童等の支援スケジュール（支援計画）の検討に関すること

《令和3年度》 205件開催。

(4) 居住実態不明児童等対応検討会議

居住実態不明児童等対応検討会議は、関係機関等における情報共有と連携した対応により、居住実態が把握できない児童の安全を、速やかに確認することができるよう調整機関において構成員を招集し開催するもので、次の3つに掲げる児童について協議を行う。

- ① 居住実態が把握できない児童の状況把握、問題点等の確認に関すること
- ② 居住実態が把握できない児童の今後の調査等に関すること
- ③ 居住実態が把握できない児童の安全確認にかかる関係機関の役割分担に関すること

《令和3年度》 4回開催（1回は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため書面会議）

3. 関係機関との連携

関係機関との連携強化により児童虐待の早期発見、早期対応、発生防止を効果的に実施する。

なお、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底、強化について（平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）を受け、昨年同様関係機関に対し、情報提供等の協力依頼を行った。

また、令和2年3月に「船橋市子ども虐待対応マニュアル」を再編し、改めて児童虐待対応について共通認識を図るため、関係機関に令和2年度に配布した。

令和3年度は、前年度配布することができなかった関係機関等に配布している。

(1) 保育園・幼稚園・小中学校等との連携

平成23年度から児童虐待ケースについて、保育園、幼稚園、小中学校などの協力を得て、毎月1回、書面で情報提供を受けている。

なお、平成24年度より家庭児童相談室に教員職1名を配置しており、小学校55校（令和3年度）、中学校27校、県立・市立特別支援学校を訪問し、要保護・要支援児童の早期発見に繋げるための虐待の通告について協力を依頼するなどの連携の強化を図っている。

引き続き、令和4年度においても保育園、幼稚園、小・中学校等に協力を依頼し連携強化を図る。

(2) 主任児童委員との連携

平成23年度から主任児童委員の定例代表者会議に出席し、ケースに関する情報共有を図った。令和3年度は1回出席（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面会議2回、中止1回）。令和4年度についても、年4回行われる同会議に出席して連携を図る。

(3) 母子保健・子育て支援部門との連携

平成24年度から母子保健担当部署である地域保健課、各保健センターで構成する会議に参加し情報共有を図ってきた。平成29年度は集合型研修会を行い、児童虐待への理解を深め通告のタイミング等について伝えることで切れ目なく連携できる体制の整備に努めた。

令和元年度は児童虐待に関する啓発や連携強化を図るため、放課後ルーム職員や地域子育て支援課及び子育て支援センター職員等を対象として研修も行ったほか、関係機関からの依頼を受け、本市の児童虐待対応状況や通告方法等について説明を実施。さらに、子育て支援部等の庁内窓口部門の新規採用職員や異動者等を対象に研修を実施することにより、児童虐待への理解を深め、連携強化を図った。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、母子保健・子育て支援部門への児童虐待に関する啓発や連携強化、研修等を実施することができなかったが、地域保健課（ふなここ）や、こども発達相談センターとの情報交換や、子育て部門（子育て支援センター・各保健センター・こども発達相談センター）との情報交換（紙面及び対面の2回開催）に参加し、コロナ禍での業務についての情報交換を行った。

令和4年度についても、引き続き関係機関との連携強化に努めていく。

4. 児童虐待予防の取り組み

(1) 養育支援訪問事業

子育てに不安を抱える家庭等、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、養育支援訪問員を派遣し、養育に関する専門的相談支援又は家事等援助を行い、虐待の防止を図る。

専門的相談支援については千葉県助産師会船橋地区部会所属の助産師に委嘱、家事等援助については、公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施している。

《令和3年度》

34家庭に対し養育支援訪問員を448回派遣。

専門的相談支援：22家庭に198回、家事等援助：12家庭に250回実施。

《令和4年度》

今年度も引き続き、養育に関する専門的相談支援又は家事等援助を行い、虐待の防止を図る。

(2) 暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を学ぶグループワーク（子育てのヒントを学ぼう）

親支援のためのグループワークで、親自身のストレスマネジメントや、効果的なしつけ方を学ぶことによって、子どもとの関係改善に繋げ、虐待の防止を図る。

《令和3年度》

市民への周知の機会を増やし、グループワークへの参加を呼び込むことを目的に6月にダイジェスト版を1回開催し8名が参加した。

また、1コース3回とし、広報等で7月から8月、9月から10月、11月から12月、1月から2月の計4コースを公募、開催予定していたが、新型コロナウイルス蔓延防止等重点措置と重なったことから、7月のコース及び9月のコースは中止。11月のコースのみ3回開催（延7名参加）できたが、1月分は1回のみ短縮し開催（6名参加）した。

《令和4年度》

市民への周知の機会を増やし、グループワークへの参加を呼び込むことを目的に6月にダイジェスト版を1回開催し12名が参加した。

また、1コース3回とし、広報等で7月から8月、9月、11月から12月の計3コースを公募、開催予定。

5. 啓発活動

(1) 児童を対象とした相談啓発活動

○ 児童相談啓発カード

《令和3年度》

子ども本人からの相談を促すため、フリーダイヤルの番号を記載した児童相談啓発カードを作成し、小学4年生から中学3年生に配布（35,000枚）した。

《令和4年度》

今年度も昨年度と同様に児童相談啓発カードを作成し、小学4年生から中学3年生の児童生徒に夏休み前に配布（35,455枚）した。



○ 児童相談啓発ポスター

《令和3年度》

子ども本人からの相談を促すことを目的としたポスターを作成し、市内小・中学校等関係機関に700枚を配布し、掲示を依頼した。

《令和4年度》

昨年度に引き続き、児童本人からの相談を促すことを目的としてポスター700枚を作成し、市内小・中学校等関係機関に配布し、掲示を依頼した。



(2) 児童虐待防止啓発活動

○ 児童虐待防止啓発ポスター・マグネット等

《令和3年度》 児童虐待防止推進月間である11月を中心に啓発活動を実施した。

- ① 多くの市民に児童虐待問題に関心を持ってもらい、船橋の子どもたちの笑顔を守るために一人ひとりに何ができるのか、児童虐待防止のための広報・啓発を目的としポスターを作成した。児童虐待通報という主体的なかかわりを持つことができるよう市内学校、保育所、幼稚園、医療機関、自治会等の関係機関に3,000枚配布した。

また、みんなの掲示板（市内16か所）に掲示した。



- ② バス車内窓上ポスターを作成し、11月に京成バスシステム、新京成バスの車内に掲示した。



- ③ 11月の1か月間、公用車約28台及び市内のタクシー約400台（千葉県タクシー協会京葉支部へ協力依頼）の車体に、月間啓発マグネットを装着し、広く周知、啓発を行った。



《令和4年度》 昨年度同様に、児童虐待防止推進月間である11月を中心に啓発活動を継続して実施する予定（バス車内の啓発を除く）。

○ 児童虐待防止推進イベント

《令和3年度》

児童虐待防止推進月間である11月に、市役所本庁舎美術コーナー及び保健福祉センターのロビーで、児童虐待防止啓発に関するポスター掲示等を行った。

《令和4年度》

今年度も、同様の取り組みを実施する。また、市職員に対し、児童虐待未然防止等基本研修（eラーニング）を実施し、児童虐待防止に関する市職員への啓発及び知識向上に努める。